

令和3年4月1日施行
(令和3年1月1日適用)
令和3年8月23日一部改正
令和3年11月19日一部改正
令和4年3月1日一部改正
令和4年3月28日一部改正

岡山市新型コロナワクチン予防接種実施要領
(改訂版)

令和4年3月28日

岡山市

目 次

はじめに

1. 基本方針について	1
2. 実施期間について	1
3. 実施上の留意点について	
(1) 医療関係団体との協力体制	1
(2) 感染防止対策	1
(3) 医師への説明・通常診療への配慮	2
4. 接種対象者の範囲等について	
(1) 対象者の範囲	2
(2) 初回（1・2回目）接種順位ごとの接種開始日	3
(3) 初回（1・2回目）接種実施の見通し	3
(4) 追加（3回目）接種の接種開始日	3
(5) 追加（3回目接種）接種実施の見通し	4
(6) 接種費用	4
5. ワクチンの種類について	4
6. 接種の体制について	
(1) 庁内体制の整備	5
(2) 接種券等の発行	5
(3) 接種履歴の管理	5
(4) 市民からの相談	6
(5) 市民への周知	6
7. 接種実施医療機関等の確保について	
(1) 会場の設置	6
(2) 対象者ごとの調整事項	8
(3) 安全性の確保	8
(4) ワクチンの配分	8
8. 接種手順、その他について	9

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、その発生以来、多くの患者が生じ健康を損なうとともに、医療提供体制に大きな負荷を及ぼしているほか、感染防止対策の徹底を求められるなど、市民生活と地域経済に大きな影響を与えている。そうしたなか、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「ワクチン」という。）については、我が国を含め世界各国で開発が進められた結果、国において必要なワクチンが確保され、全国への供給体制の構築に取り組まれているところである。

このたび、岡山市は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第29条の規定により第一号法定受託事務とされている新型コロナワクチンに係る特例的な臨時接種について示された「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け健発1217第4号、以下「手引き」という。）に基づき「岡山市新型コロナワクチン予防接種実施要領」（以下「実施要領」という。）を定め、その実施にあたることとした。

令和3年11月16日に「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」が公布されるなど、関係法令等が改正され、同年12月1日から追加接種（3回目接種）を開始する。

1. 基本方針について

ワクチンの接種に当たっては、国より岡山市に配分されるワクチンの供給量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであること、複数のメーカーのワクチンが不定期に供給され、それぞれ特性が異なることを念頭に置き、安全かつ効率的に接種できる体制を構築する必要がある。

また、岡山市内における新型コロナウイルス感染者数は、全国的な感染者数の増減に合わせて変化しつつ、クラスターが多数発生し、変異株の発生もみられるなど、厳しい状況であり、今後も予断を許さない状況である。市民生活への影響を早期に軽減できるよう、迅速なワクチン接種の実施が求められているところである。

2. 実施期間について

令和3年1月1日から令和4年9月30日まで

3. 実施上の留意点について

（1）医療関係団体との協力体制

実施計画の策定と実施に当たっては、市内の医師会等の医療関係団体と十分協議し、理解と協力を得るとともに、ワクチン接種が時間的余裕を持って行われるようにする。

（2）感染防止対策

ワクチン接種に当たっては、接種実施医療機関等において感染症が拡大することのないよう、接種場所の三密対策や来場者の健康状態の確認など必要な感染防止対策を

講ずる。

(3) 医師への説明・通常診療への配慮

ワクチン接種に当たっては、あらかじめ予防接種を行う医師に対し、実施計画の概要やワクチン接種対象者等について説明を行う。

また、新型コロナウイルス感染症の診察や通常の診療に過度な影響を生じないよう必要な配慮を行う。

4. 接種対象者の範囲等について

(1) 対象者の範囲

- ① 原則、接種を受ける日に岡山市の住民基本台帳に記録されている者。
- ② 令和3年12月1日から実施の追加接種（3回目接種）においては、前①に加え、2回接種を終了した者（12歳以上）のうち、6か月以上経過した者を対象に1回追加接種を行う。

(住民基本台帳に記録されている者の例外について)

ア 医療従事者が勤務先の医療機関で接種を受ける場合や住所地外接種（長期入院や長期入所をしている場合）及び岡山県内相互乗入れ接種の取組み等の事情による場合は、住民票所在地以外の市町村で接種を受けることができる。

イ 接種を受ける日に、戸籍又は住民票に記載のない者、その他の住民基本台帳に記録されていないやむをえない事情があると市長が認める者。

(例) 出産のために里帰りしている妊産婦、遠隔地へ下宿している学生、単身赴任者

(接種促進のための対象者等の早期拡大の取組)

※ (令和3年12月23日本部会議開催)

国の前倒し接種の方針への対応として、医療・介護従事者など、従来の「2回目接種から原則8か月以上」から「6か月以上」に前倒しする。また、65歳以上の高齢者についても、従来の「2回目接種から原則8か月以上」から「7か月以上」に前倒し接種の実施（令和4年2月から）。

※ (令和4年1月12日本部会議)

オミクロン株の感染拡大を踏まえ、医療、介護・障害福祉サービス従事者、高齢者施設等の入所者、通所サービス事業所の利用者、病院及び有床診療所の入院患者については、6か月以上経過後かつ3回目未接種であることが確認できる場合には、接種券の到着を待たず、できるだけ一般高齢者接種が本格化する前に速やかな接種を実施（接種券等の送付を月1回から2回に拡充）

※ (令和4年1月26日本部会議)

国の方針を踏まえ、全対象者について「6か月以上」に前倒し

- ・一般高齢者への予診票等の発送は、1月31日までに約9割送付
 - ・64歳以下への予診票等の発送は、2月15日以降、6か月経過後に発送
- 予診票等の発送は、月2回実施（従前は月1回）とし、最短で「6か月経過直後」遅くとも「6か月半」で予約・接種が可能とする。

(2) 初回（1・2回目）接種順位ごとの接種開始日について

① 65歳以上の高齢者の優先接種

ア) 高齢者施設における入所者等への接種：令和3年4月12日の週から実施

イ) 医療機関等における接種：令和3年5月17日から実施

② 基礎疾患を有する者等の先行接種：令和3年7月5日から実施

ア) 基礎疾患を有する者

イ) 居宅サービス事業所等、障害者支援施設等従事者、教職員、保育士、幼稚園教諭

ウ) 60歳～64歳の者

③ 40歳～59歳の者の接種：令和3年8月10日から実施

④ 妊婦とその配偶者等の接種：令和3年8月26日から実施

⑤ 39歳以下の者の接種：令和3年8月30日から実施

※1. ワクチン供給量不足のため7月12日から8月9日まで新規予約を中止

※2. 岡山市版職域接種を中・小規模企業等向けに6月25日に開始したが7月12日以降は受付を中止

(3) 初回（1・2回目）接種実施の見通し

① 高齢者向け接種について

・5月17日の医療機関における接種開始から本格化し、7月中旬には1回目の、8月上旬には2回目の接種率がそれぞれ8割を超え、接種の目標値に達した。

② 一般向け接種について

・7月5日に接種を開始、約444,000人の対象者に対して、接種率を高齢者と同様に8割と想定し、11月中旬までに完了。（接種の予約枠に空きがあるにもかかわらず新規予約が入らなくなったため、接種を希望する市民の接種は概ね終了した。）

③ 概ね接種が終了した際は、令和4年以降の情勢を考慮しつつ、集団接種会場の運営や、ワクチン配送等の接種実施体制について、再検討する。

(4) 追加（3回目）接種の接種開始日は、令和3年12月1日からとする。

(5) 追加（3回目接種）接種実施の見通し

令和4年9月末まで接種を実施し、接種の予約枠に空きがあるにもかかわらず新規予約が入らなくなった場合は、接種を希望する市民が概ね接種を受けることができたものと見做す。

(6) 接種費用

接種を受ける際の費用は、全額公費負担とする。

5. ワクチンの種類について

ワクチン接種としては、ファイザー社製又は武田/モデルナ社製を使用する。

① 1・2回目の接種では、原則として同一のワクチンを接種する。

ただし、以下の場合においては、1回目と異なるワクチンを2回目に接種すること（交接種）は可能とする。

ア 1回目のワクチン接種後に重篤な副反応が生じたこと等により、医師が医学的見地から、2回目に同一のワクチンを接種することが困難であると判断した場合

イ 10代及び20代の男性で、1回目に武田/モデルナ社のワクチンを接種したものの、心筋炎や心膜炎などの副反応を危惧し、2回目の接種でファイザー社のワクチンへ接種を希望する場合

ウ 国内のワクチン流通の減少や接種を受ける方の転居等により、1回目と2回目で同一のワクチンを接種することが困難な場合

② 追加接種（3回目接種）は、初回接種（1・2回目）に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNA ワクチン（ファイザー社製ワクチン又は武田/モデルナ社製のワクチン）を使用する。

但し、12歳以上17歳以下の者については、ファイザー社製のみ使用する。

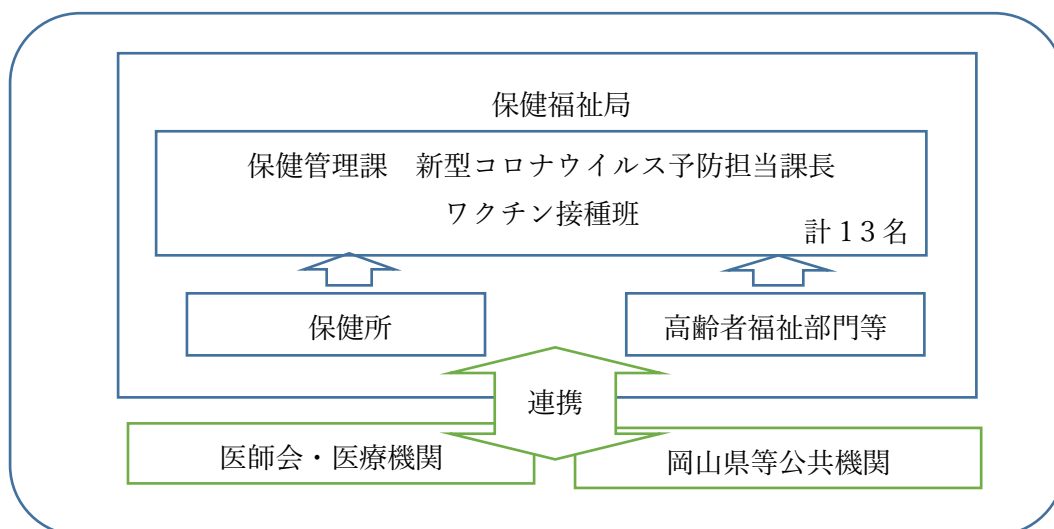
③小児（5歳から12歳未満）は、ファイザー社製小児用ワクチンを使用する。

6. 接種の体制について

(1) 庁内体制の整備

保健管理課内に新型コロナワクチン接種に係る担当職員を配置して業務に当たるとともに、関係課は必要な協力を行うものとする。

(岡山市の実施体制図)



(2) 接種券等の発行

岡山市より接種対象者に対し、接種順位ごとの接種開始日に合わせて、接種券・予診票・接種実施医療機関一覧等を送付する。接種券等の様式は、手引きに示された国の様式に準じたものとする。

ア 発送日

(初回接種 (1・2回目))

- ・ 高齢者 令和3年4月23日から
- ・ 一般 令和3年6月25日から
- ・ 自施設での接種を希望する高齢者施設において接種を受ける者に対しては、別途、該当施設へ送付する。
- ・ 小児 令和4年3月7日から

(追加接種 (3回目))

- ・ 医療従事者等 令和3年11月22日から

イ 発送方法 住民票登録地へ郵送

(3) 接種履歴の管理

接種を実施する医療機関等が、国が構築する接種記録管理システム (VRS) に接種実

績を入力することにより、全接種者の履歴管理を行う。

(4) 市民からの相談

ア 接種場所や手続き、副反応に関する一般的な問い合わせに対応する『岡山市新型コロナワクチン接種コールセンター』（以下「岡山市コールセンター」という）を設置する。

・ 設置期間 令和3年3月1日から ※平日のみ（令和3年5月以降は土曜日も開設）

・ 受付時間 8時30分から17時30分まで

イ 副反応等の専門的な内容についての相談は、一次対応のうえ、県が設置するコールセンターや医療機関を案内する。

(5) 市民への周知

岡山市のホームページ、広報紙、テレビ・ラジオの市政コーナー等を通じ、ワクチン接種に関する情報を適宜提供していく。

7. 接種実施医療機関等の確保について

身近なかかりつけ医などの地域の病院・診療所における個別接種を基本とし、加えて、市が集団接種会場を設置する。

(1) 会場の設置

① 医療機関等で行うもの（追加接種（3回目）も同様）

ア 実施医療機関数 12歳以上接種約400の病院・診療所

小児接種の医療機関は約90の病院・診療所

イ 接種可能件数 高齢者接種の実績から週に約40,000回以上と想定

※ただし、国からのワクチン供給量に応じて週毎のワクチン配送上限数を設定する。

ウ 物資等の確保

- ・ 消毒用アルコール綿、マスク、救急用品等の準備品は医療機関が用意する。
- ・ ワクチン運搬用保冷バックは国および市が提供する。

エ 開設期間及び時間 各医療機関が個別に設定する。

オ 予約方法 (a) 各医療機関が個別に受付する。

(b) 岡山市コールセンター、予約システムで受付する。

カ 応急対応 各医療機関の医師があたる

② 岡山市が設置する集団接種会場で行うもの

ア 開催スケジュール及び接種可能件数

(初回接種(1・2回目))

令和3年5月17日から同年11月28日の期間で1か所、下記のとおり設置する。

5/17～5/31 岡山高島屋
6/1～6/16 岡山シティミュージアム
6/17～7/29 岡山高島屋
7/30～8/12、8/23～9/1 イオンモール岡山
9/2～10/1 クレド岡山
10/2～11/28 イコットニコット

※接種可能件数 最大約2,000件/週を想定

ワクチン供給量や会場の条件等により2～4レーンを設置

(追加接種(3回目))

令和4年1月21日から同年6月30日の期間で1か所、下記のとおり実施する。

1/21～1/27、1/30～2/4 イオンモール岡山
2/16～2/23 天満屋岡山本店
3/1～3/13、3/24～4/3 岡山高島屋
4/8～5/9 イオンモール岡山
5/19～5/25 イオンモール岡山
5/26～6/5 岡山高島屋
6/20～6/24、6/27～6/30 イオンモール岡山

※接種可能件数 1日当たり最大540回を想定

ワクチン供給量や会場の条件等により2～4レーンを設置

イ 医療従事者等と物資の確保

- ・医師2名、看護師等医療職10名、事務係員6名の配置を基本とする。
- ・消毒用アルコール綿、マスク、救急用品等の準備品は市が用意する。
- ・ワクチン運搬用保冷バックは市が用意する。

ウ 開設期間及び時間

(初回接種(1・2回目))

- ・開設日：令和3年5月17日から令和3年11月末ごろまで
- ・開場時間：午後2～午後8時を基本とし、状況に応じて変更する

(追加接種(3回目))

- ・開設日：令和4年1月21日から令和4年7月末ごろまで
- ・開場時間：午後1～午後9時までの間において4時間又は5時間実施

エ 予約方法 岡山市コールセンター、予約システムで受付する。

オ 応急対応 会場の医師があたり、緊急の場合は医療機関に搬送する。

カ 会場の管理 外部委託の活用により委託業者が行い、市が監督する。

(2) 対象者ごとの調整事項

① 高齢者への接種の場合

・高齢者施設入所者への接種については、各高齢者施設の嘱託医・協力医療機関等と連携をとり、自施設での接種を希望する者については、接種実施医療機関等から訪問してワクチン接種を実施する。

・当該高齢者施設の従事者も入所者と同時に接種できるものとする。

② 在宅の要介護者等への接種の場合

・要介護者等の主治医等と連携をとり、接種実施医療機関等から居宅へ訪問してワクチン接種を実施する。

③ 基礎疾患を有する者等の場合

・予診の段階で、基礎疾患の内容等について確認したうえでワクチン接種を実施する。

・診断書等による病状の証明は不要とする。

(3) 安全性の確保

① 接種実施医療機関等は、ワクチン接種後に少なくとも15分以上の経過観察を行い、被接種者に副反応の症状等の体調の変化が起きないか確認する。

② 上記の変化が生じた場合は、医師の診察を受けさせる等、適切に対処する。

③ 接種実施医療機関等は、手引きに従い、アドレナリン他の救急備品を準備する。

④ 接種実施医療機関等は、ワクチンの温度管理には万全を期し、有効日数を厳守するとともに、超低温冷凍庫の配備がある場合は運転状況に注意を払う。

また、ワクチンの運搬を行う際は、保冷バックを使用し、運搬時間に注意する。

⑤ 市は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後に起こりえる副反応や予防接種健康被害救済制度等の情報収集に努めるとともに、適切に、市民に対して情報提供を行う。

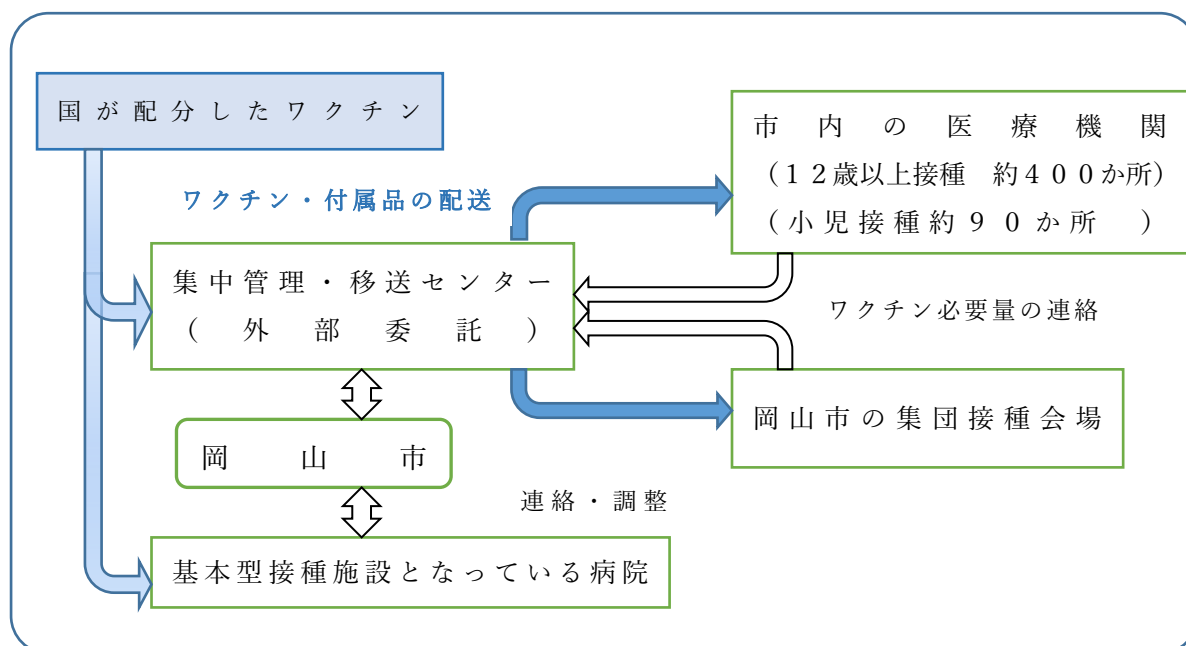
(4) ワクチンの配分

① ワクチンを、安全かつ適切に市内の医療機関（基本型接種施設を除く）や集団接種会場に配送するとともに、超低温冷凍庫等での保管・管理や必要量の受付を一括して行う集中管理・移送センターを外部委託により設置する。

② 医療機関は、毎週、必要とするワクチンの量を集中管理・移送センターへ連絡し、ワクチンの配送を受ける。

- ③ 初回（１・２回目）の高齢者接種においては、基本型接種施設となり超低温冷凍庫を設置する病院を１０か所程度確保する。この場合、基本型接種施設は、国へ直接、必要とするワクチンの量を要求する。

参考：ワクチン配送体制図



8. 接種手順・その他について

- ① 接種実施手順、ワクチンの管理、医療機関等との委託契約の事務処理等については、手引きに準じて行うものとする。
- ② 接種実施医療機関は、接種実施後、予診票を岡山県国民健康保険団体連合会へ送付し、岡山県国民健康保険団体連合会は、岡山市の確認を受けた後、実施医療機関へ接種手数料等の支払を行うものとする。
- ③ その他、この実施要領に記載のない事柄については、手引きに及び国通知等により判断するものとする。